

令和3年度第1回ならしのこどもを守る地域ネットワーク代表者会議 議事録

1 開催日時	令和3年5月13日(木) 13時30分～15時00分
2 開催場所	サンロード津田沼6階 大会議室
3 出席者	<p>【市長】 宮本泰介</p> <p>【会長】 海寶嘉胤(社会福祉協議会)</p> <p>【副会長】 小平修(こども部)</p> <p>【委員】 奥野智禎(中央児童相談所)</p> <p>杉戸一寿(習志野健康福祉センター)</p> <p>佐藤裕幸(習志野市医師会)</p> <p>石川京子(習志野市歯科医師会)</p> <p>飯塚源太(私立幼稚園協会)</p> <p>荒木尚(千葉県弁護士会)</p> <p>高橋君枝(民生委員児童委員協議会)</p> <p>田久保直子(千葉人権擁護委員協議会)</p> <p>竹田佳司(政策経営部)</p> <p>片岡利江(協働経済部)代理 江川次長</p> <p>菅原優(健康福祉部)</p> <p>遠藤良宜(学校教育部)</p> <p>塚本将明(生涯学習部)</p> <p>天田正弘(市立小中学校長会)</p> <p>明主先人(消防本部)</p> <p>【欠席】 田野英明(習志野警察署)</p> <p>菊地謙(中核地域生活支援センター)</p> <p>【事務局】 相澤慶一(子育て支援課長) 奥井菜摘子(同課主幹)</p> <p>橋詰信一郎(同課主査) 石川由記子(同課副主査)</p> <p>伊東加奈子(同課副主査) 土屋真希子(同課主任主事)</p> <p>塚本 優也(同課主事)</p>
4 議題	<p>開会</p> <p>第1 会長の選出</p> <p>第2 副会長の選出</p> <p>第3 会議録の作成等</p> <p>第4 会議録署名委員の指名</p> <p>第5 報告</p> <p>資料1(1)ならしのこどもを守る地域ネットワークについて</p> <p>資料2(2)令和2年度相談実施状況について</p> <p>資料3(3)習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針について</p>

	<p>第6 審議 資料4(1)令和3年度ならしのこどもを守る地域ネットワークの取り組みについて 資料5(2)ならしのこどもを守る地域ネットワーク主催研修会(案)について 第7 その他 開会</p>
5 議事内容	<p>開会</p> <p>第1 会長選出 【高橋委員】会長の選出について、海寶委員を指名推薦したい。 【委員】異議なし。 【事務局】会長は指名推薦により海寶委員に決定した。</p> <p>第2 副会長の選出 【田久保委員】副会長の選出は会長一任が良い。 【委員】異議なし。 【海寶会長】小平委員を指名する。 【委員】異議なし。 【海寶会長】副会長は小平委員に決定した。</p> <p>第3 会議録の作成等 【海寶会長】会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載したうえで、非公開の審議事項を除く記録について、市ホームページにおいて公開する。 【委員】異議なし。 【海寶会長】異議なしのため、そのように取り扱うことに決定した。</p> <p>第4 会議録署名委員の指名 【海寶会長】正確性、公正を期するため、会長、副会長を除く委員の中から決める。今回は石川委員と飯塚委員を指名する。 【委員】異議なし。 【海寶会長】異議なしのため、石川委員と飯塚委員を指名することに決定した。</p> <p>【海寶会長】ここで市長から挨拶したい旨の依頼があったため許可する。 【宮本市長】本市では「習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針」を策定した。策定に至った背景としては、県内をはじめ痛ましい児童虐待事案が頻発、共通していた課題が安全確認だった。法律に規定されている安全確認だけではなく、積極的に安全確認していくべきだと考え、早急に手掛けた。コロナ禍で虐待が隠れてしまう可能性がある。委員の皆様にはさらにご助言、ご</p>

意見等をお願いしたい。

第5 報告

(1) ならしのこどもを守る地域ネットワークについて

【事務局：奥井主幹】資料1「ならしのこどもを守る地域ネットワークについて」資料1-2「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」に基づき説明。2. 習志野市における子ども虐待相談・通告の流れの2、緊急受理会議を開き48時間以内の安全確認・初期調査のため、家庭訪問や学校等施設に訪問する。令和3年5月1日施行「児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針」に基づき48時間以内に安全確認ができなかったケースは、実務者会議で経過を報告し、そこで他方策を検討。4(1)保育所の入所に係る意見書は、令和2年度、本ネットワーク(要対協)から、11件発出した。一時保護継続中の1件を除き、4月から保育所に入所できた。現在、各施設への新年度訪問で入所後の状況を確認中。(2)養育支援家庭訪問事業は、処理件数6件、訪問回数29回。未婚家庭や、保護者のメンタル面が不安定な家庭など、様々な要因・背景がある。

(3)子育て短期支援事業は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に受け入れ困難となっている。(4)ファミリー・サポート・センターは、育児支援のみの会員数、令和2年度3月末で2,842人、その内訳は利用会員2,421人、提供会員346人、両方会員75人、年間利用件数1,895件。その他、活動件数は家事支援67件。現在、ファミ・サポる〜むは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止中。(9)MYTREEペアレンツ・プログラムは、「子育てにしんどさを感じている」「気がつけば子どもをたたいている」「子どもを無視してしまう」「このままではどうになってしまうのかとても不安」という親を対象としたグループワークを中心としたプログラム。昨年度は、プラッツ習志野で開催、令和3年度も市内で開催予定。

【委員】意見、質問なし。

(2) 令和2年度相談実施状況について

【事務局：奥井主幹】現在の子ども家庭総合支援系の体制は、主幹1名、ケースワーカー2名、保健師2名、事務職1名、家庭相談員5名の11名。相談人数は、平成28年度561人から年々増加、令和2年度は925人、平成28年度から65%増、令和元年度からは98人、12%の増加。ケース数の増加、相談内容の複雑・多様化により、子ども家庭総合支援系の対応も増加している。『虐待種別受付数』について、令和2年度の実人数は585人。令和元年度から74人増加。全国虐待種別について、令和元年度の数値だが、比較すると、本市は身体的虐待の構成比が若干高くなっている。虐待者の内訳は、母が242人で構成比41%、次に父が198人で34%、子どもが一番頼りとする母、父に虐待を受けているという現実がある。『年齢別内訳』では、3歳未満が10%、3歳から就学前が27%、小学生が41%、中学生以上が22%となっている。年齢が低いほど、重篤な事案に発展する可能性が高いため、今後も母子保健担当課との一層の連携が必要になっていると考えている。

【委員】意見、質問なし。

【奥野委員】令和2年度から中央児童相談所の組織体制変更があった。人材育成研修課が新設。また児童福祉司の在籍する課が調査課、相談課、支援課の3課体制となった。中央児童相談所は令和2年7月に移転、一時保護所が25名定員から55名定員に増員。中央児童相談所相談受付件数(令和2年4月1日～令和3年3月31日)速報値について説明。全体の受付件数が下がった要因は、コロナ禍において療育手帳更新判定の期間を半年延長したため。虐待件数は、令和元年度2,589件、令和2年度2,665件で76件増加。児童虐待相談受付件数(令和2年4月1日～令和3年3月31日)速報値について説明。虐待種別は、心理的虐待が51.0%で半数以上を占める。年齢階層別では0歳から就学前までが43.5%。虐待者別では、父46.8%、母51%、その他2.1%。全国の児童相談所対応件数、令和元年度は約19万3千件。令和2年度は20万件を超える可能性がある。現在、一時保護は親権者の同意がなく2ヵ月を超える場合は裁判所の審判による許可が必要。今後、一時保護の開始にあたっては司法の介入が検討されている。一時保護する際、裁判所に申立てすることになるため要対協の所属機関に対して資料収集のご協力をお願いすることも出てくる。

【杉戸委員】習志野健康福祉センターは、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市を所管。子どもに関連する業務は、小児慢性特定疾病医療費助成制度、思春期保健相談、精神保健福祉等の業務を行っている。また、配偶者暴力支援センター業務を行っており、相談件数は平成29年度185件、平成30年度198件、令和元年度185件。家族の中で乳幼児がいる場合は、センター内の保健師と連携し進めている。今後とも市を中心に関係機関の皆様と連携していきたい。

【高橋委員】以前、新聞報道で新たな児童相談所を作る計画があったと思うが、進捗状況を教えてほしい。一時保護について、一時保護中の親への支援について確認したい。

【奥野委員】千葉県では児童相談所を新たに2か所作る予定。現在、中央児童相談所では10市2町を管轄。今後、中央児童相談所は習志野市、市原市、八千代市を管轄。新たに、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町を管轄する児童相談所を設置。また、柏市と船橋市が児童相談所の設置意向があるため、松戸市、鎌ヶ谷市を管轄する児童相談所を新設予定。保護者への支援について、児童虐待のほとんどは保護者側の問題である。まずは子どもへの被害程度と影響がどのくらい出ているのかを調査する。この中で保護者への取り組みとして、権利侵害をしたという認識を持てるかが課題、原因はどこにあるのかを考えてもらうことが必要。そこから支援開始となる。残念ながら、大半の保護者は自己受容が進まない。いわゆる、しつけで子どものためにやっているという認識が変わらない。保護者自身の振り返りができるかどうかポイント。保護者が健康上または生活上の問題を抱えている場合等、親へのサポートとして要対協ネットワークの皆様のご協力をお願いすることがある。

(3) 習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針について

【事務局：相澤課長】資料3 習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針の概要に基づき説明。令和2年10月から策定を開始、令和3年5月に施行。令和3年2月の代表者会議にて皆様からいただいたご意見を踏まえ、文言の修正を行った。部課長会で発表した動画を視聴。

第6 審議

(1) 令和3年度ならしのこどもを守る地域ネットワークの取り組みについて

【事務局：奥井主幹】資料4 令和2年度ならしのこどもを守る地域ネットワークの取り組みに基づき説明。令和2年度は4点の取り組みを行った。1点目は子ども家庭総合支援拠点の整備・運営、本市では令和2年4月に設置。2点目は、要保護児童対策地域協議会の強化、3点目は児童虐待防止等を推進するための施策・事業、4点目は児童虐待防止等を推進するための普及啓発活動。令和2年度の課題、1の子ども家庭総合支援拠点の整備運営、3の要保護児童対策地域協議会の強化、4の児童虐待防止等を推進するための普及啓発活動の3つは令和3年度も継続。令和3年度の課題の積み残しとして2の「児童虐待防止等を推進するための取り組み」の部分にあたり、先程の報告(3)「習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針について」として令和3年度に引き継ぐ。令和3年度の取り組み、まず1点目、令和2年4月に運営を開始した「子ども家庭総合支援拠点」の評価や拠点の課題を見出し、整理する。2点目は「要保護児童対策地域協議会の強化」、3点目は「児童虐待防止等を推進するための取り組み」。「見守り・安全確認のための仕組みである『児童虐待の防止のための通告及び安全確認への対応指針』は5月1日に施行。今後は、この指針を定着させるために職員研修を実施する。最後に、令和2年1月に県内で発生した10ヶ月児衰弱死事件の検証報告が令和3年3月に出され、検証には、要対協に関する内容が多くあったので紹介する。課題では「要対協が実質的に機能していない」「市、内部組織間での連携が不十分であったため、情報共有や共通理解がなされず、適切な評価とそれに基づく支援につながらなかった」とある。また提言のひとつに「要対協のあり方の見直し、機能強化」があげられ、「要対協の取り組みの成否が、支援の成否に直結する」とある。実情を踏まえ、実務者会議のあり方を見直し、個別支援会議を積極的に活用する、児童相談所との関係もさらに緊密化する、などの効果的な機関連携を図る必要があることが示されている。習志野市の要対協として、子どもを守るためにできることをひとつずつ丁寧に実行していきたい。

【委員】意見、質問、異議なし。

【海寶会長】令和3年度ならしのこどもを守る地域ネットワークの取り組みについては事務局より説明した内容に決定した。

(2) ならしのこどもを守る地域ネットワーク主催研修会(案)について

【事務局：橋詰】令和3年度ならしのこどもを守る地域ネットワーク主催研修会

	<p>(案)について説明。令和3年度の研修会は、令和3年11月11日(木)午前10時から12時まで、会場はサンロード6階大会議室で実施予定。講師は、「北林医院分院」の精神科医、大塚佳子さん。テーマは、「精神科医からみる子育て支援と児童虐待」。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加人数の制限を検討中。</p> <p>【委員】意見、質問、異議なし。</p> <p>【海賓会長】ならしのこどもを守る地域ネットワーク主催研修会(案)については事務局より説明した内容に決定した。</p> <p>第7 その他</p> <p>【事務局：橋詰】次回、代表者会議は令和4年2月17日(木)13時30分から15時30分。市役所1階会議室で開催予定。会場変更の際は連絡する。</p> <p>閉会</p>
6 所管課	<p>子育て支援課</p> <p>電話番号：047-451-1151(内線)468</p> <p>FAX 番号：047-453-9020</p>